

【 加算項目及びご利用者負担額 （1日あたり） 】

※要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。 令和3年4.1～適用

加算項目	加算概要(条件)	加算料金/1日 (自己負担額)
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準に対し1を加えた数以上であること	13
サービス提供体制 強化加算	以下のいずれかに該当すること。 Ⅰ 介護福祉士が50%以上配置されていること。 Ⅱ 常勤職員が75%以上配置されていること。 Ⅲ 7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	(Ⅲ) 6
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している施設に加算される。24時間連絡できる体制を確保	
療養食加算	医師の処方箋に基づく療養食を提供した場合	6単位/1日につき3回まで
介護送迎加算	送迎を行う場合(片道につき)	184
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月間の総単位数の83/1000	総単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月間の総単位数の23/1000	総単位数の2.3%
個別機能訓練体制加算	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して利用者ごとに 個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行う。	

※ 介護保険対象分費用の計算方法

(基本単位+加算額) × 利用日数 × 10(地域単価)

10

=

自己負担額

介護保険制度下では、原則1割が自己負担となります。

ご負担額シミュレーション

例 要介護3 第4段階 1割負担の場合 従来型個室 6泊7日(施設送迎あり)のご負担額

- ①介護保険負担額 利用料724円+各種加算(夜勤職員配置加算13円+サービス提供体制加算Ⅲ6円)
= 1日 **743円**
- ②生活費(実費)負担額 居住費1,171円+食費1,392円 = **2,563円**
- ③介護送迎加算 184円(片道) × 2 = **368円**
- ④処遇改善加算 743円 × 7(日) + ③ = 5,569(1ヶ月総単位数)の8.3% = **46円**

(① + ②) × 7日 + ③ + ④ = 23,972 ご利用額 **23,972円**となります